

## 令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者又は農業者と地域住民が一体となって行う農地・農業用水等の資源や農村環境の保全及び農業用施設の長寿命化等の活動に対し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律78号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号。以下「実施要領」という。）及び多面的機能支払の実施に関する基本方針（実施要綱別紙3の第1の3により策定されるものをいう。以下「県基本方針」という。）に基づき、多面的機能支払交付金に係る事業を実施する組織（以下「対象組織」という。）に対して予算の範囲内において交付金を交付するものとし、当該交付金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 交付対象事業等は、別表のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 対象組織は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の交付を受けようとするときは、令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定通知)

第4条 交付金の交付決定通知は、令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(事業の内容変更)

第5条 対象組織は、交付金の交付決定を受けた後に事業の内容又は事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、令和4年度結城市多面的機能支払交付金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の承認の通知は、令和4年度結城市多面的機能支払交付金変更承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第6条 対象組織は、交付金の交付決定を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 対象組織は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第7条 市長は、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、対象組織に対し、第4条又は第5条第2項の規定による交付決定額を限度として概算払をすることができる。

2 対象組織は、前項の概算払を受けようとするときは、令和4年度結城市多面的機能支

払交付金概算払請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 対象組織は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条の概算払を受けたときは、令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金概算払精算書（様式第 7 号）を添付しなければならない。

（交付金の額の確定通知）

第 9 条 交付金の額の確定通知は、令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金額確定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第 10 条 対象組織は、事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

（庶務）

第 11 条 この要項に定める手続等については、経済環境部農政課において処理する。

（補則）

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

交付対象事業	適用	交付対象者	交付金の10a当たりの交付単価	
			地目	単価
1 農地維持支払交付金	基本単価	対象組織	田	3,000円
			畑	2,000円
2 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）	基本単価		田	2,400円
			畑	1,440円
	多面的機能の増進を図る活動に取り組みない地区の交付単価		田	2,000円
			畑	1,200円
継続地区（5年以上）及び長寿命化に取り組む地区の交付単価	田		1,800円	
	畑		1,080円	
多面的機能の増進を図る活動に取り組みない地区（5年以上及び長寿命化に取り組む地区）の交付単価	田		1,480円	
	畑		880円	
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）（注2）	基本単価		田	4,400円 （注1）
			畑	2,000円 （注1）
4 資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）	対象農用地面積が200ha以上1,000ha未満の広域活動組織への組織の広域化・体制強化に対する交付額		80,000円	

注

- 1 実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に6分の5を乗じて得た額とする。
- 2 実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の交付上限額は、交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

年 月 日

結城市長 様

対象組織名  
役職 氏名

令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金交付申請書

令和 4 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金交付要項第 3 条の規定により、金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画（又は実績）及びその内容
  - (1) 農地維持支払交付金

基本単価

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田 ①			
基本単価			
畑 ②			
基本単価			
計 ①+②			

(2) 資源向上支払交付金

ア 共同活動交付計画（又は実績）

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田 ①			
基本単価			
多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区の交付単価			
継続地区（5年以上）及び長寿命化に取り組む地区の交付単価			
多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区（5年以上及び長寿命化に取り組む地区）の交付単価			
畑 ②			
基本単価			
多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区の交付単価			
継続地区（5年以上）及び長寿命化に取り組む地区の交付単価			
多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区（5年以上及び長寿命化に取り組む地区）の交付単価			
計 ①+②			

イ 長寿命化活動交付計画（又は実績）

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田 ①			
交付単価			
調整単価			
1 集落 200 万円			
畑 ②			
交付単価			
調整単価			
1 集落 200 万円			
保安全管理する区域内に存在する集落数 ③	(円/集落)	集落	円
計 ①+②+③			

ウ 組織の広域化・体制強化（交付計画（又は実績））

交付単価	組織数	交付額
8 万円/組織	組織	万円

(3) 実施予定地区一覧  
別紙様式のとおり

別紙様式

農地維持活動予定（又は実施）組織一覧

市町村名	対象 組織名	認定農用地 (ha)			支援対象農用地 (ha)			交付額 (円)	チェック項目	備考
		田	畑	計	田	畑	計		支援要件	
合計	組織									

注：活動計画書【実施要領様式第1-3号】（実績の際には実施状況報告書【実施要領様式第1-8号】）の写しを添付する。

別紙様式

共同活動予定（又は実施）組織一覧

市町村名	対象 組織名	認定農用地（ha）			支援対象農用地（ha）			交付額 （円）	チェック項目	備考
		田	畑	計	田	畑	計		支援要件	
合計	組織									

注：活動計画書【実施要領様式第1-3号】（実績の際には実施状況報告書【実施要領様式第1-8号】）の写しを添付する。



別紙様式

長寿命化活動予定（又は実施）組織一覧

市町村名	対象 組織名	認定農用地 (ha)			支援対象農用地 (ha)			交付額 (円)	チェック項目	備考
		田	畑	計	田	畑	計		支援要件	
合計	組織									

注：活動計画書【実施要領様式第1-3号】（実績の際には実施状況報告書【実施要領様式第1-8号】）の写しを添付する。

別紙様式

組織の広域化・体制強化（又は実績）

市町村名	対象組織名	交付額 (円)
合計	組織	

## 3 経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	交付金に係る事業に要する経費 〔又は交付金に係る事業に要した経費〕	負 担 区 分		
		国費	県費	市町村費
農地維持活動				
共同活動				
長寿命化活動				
計				

## 4 事業完了予定（又は事業完了）

年 月 日

## 5 収支予算

## (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持活動					
共同活動					
長寿命化活動					
計					

## (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持活動					
共同活動					
長寿命化活動					
計					

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持活動					
共同活動					
長寿命化活動					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持活動					
共同活動					
長寿命化活動					
計					

〈施行注意〉

実績報告の際には、「2 事業計画（又は実績）及びその内容」及び「3 経費及び負担区分」は変更になった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。また、「5 収支予算」を「5 収支精算」に書き換えるものとする。

6 交付金の振込先

各交付金の振込先を記入し、添付書類として振込口座の通帳の写し（金融機関名、本支店名、口座番号及び口座名義が分かる箇所）を添付すること。

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

金融機関名 \_\_\_\_\_

預金種目 （1 普通 2 当座 3 その他（ ））

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義（カナ） \_\_\_\_\_

(2) 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

金融機関名 \_\_\_\_\_

預金種目 (1 普通 2 当座 3 その他 (     ) )

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 (カナ) \_\_\_\_\_

対象組織名  
役職 氏名 様

結城市長

令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金交付要項第 4 条の規定により、通知します。

記

1 交付金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあったものとし、その内容は申請書に記載するとおりとする。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 交付金交付の条件は、前 2 項に定めるもののほか、（別紙）のとおりとする。

No

--	--	--	--	--	--

(別紙)

## 交 付 条 件

- 1 対象組織は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
  - (1) 令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付要項
  - (2) 結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）
  - (3) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）
  - (4) 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）
  - (5) 多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）
- 2 前項各号に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 対象組織は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

結城市長 様

対象組織名  
役職 氏名

令和4年度結城市多面的機能支払交付金変更承認申請書

年 月 日付け結農第 号で交付金の交付決定のあった事業の実施について、下記のとおり計画を変更（金 円の追加交付（減額承認））したいので、令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付要項第5条第1項の規定により、申請します。

（注）金額の変更がない場合は括弧の部分を除くこと。

記

記載事項については、様式第1号の記に準ずる。

（注）交付金交付の決定に係る内容及び変更後の内容を、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。





(別紙)

## 交 付 条 件

- 1 対象組織は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
  - (1) 令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付要項
  - (2) 結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）
  - (3) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）
  - (4) 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）
  - (5) 多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）
- 2 前項各号に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 対象組織は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

結城市長 様

対象組織名  
役職 氏名

令和4年度結城市多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日付け結農第 号で交付決定のあった令和4年度結城市多面的機能支払交付金について、下記の理由により概算払を願いたく、令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付要項第7条第2項の規定により、請求します。

記

1 理由

2 請求額 ③ 金 円

3 請求額の内訳

項目	農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動及び組織の広域化・体制強化）
交付決定額（年間交付額）①	円
既交付額②	円
今回請求額③	円
交付決定額（年間交付額）との差額④＝①－②－③	円

（注）次項に各交付金の振込先を記入し、添付書類として振込口座の通帳の写し（金融機関名、本支店名、口座番号及び口座名義が分かる箇所）を添付すること。

#### 4 振込先

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

金融機関名 \_\_\_\_\_

預金種目 (1 普通 2 当座 3 その他 (      ) )

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 (カナ) \_\_\_\_\_

(2) 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

金融機関名 \_\_\_\_\_

預金種目 (1 普通 2 当座 3 その他 (      ) )

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 (カナ) \_\_\_\_\_

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

結城市長 様

対象組織名  
役職 氏名

令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日付け結農第 号をもって交付金の交付決定（又は 年  
月 日付け結農第 号で変更承認）のあった事業について、下記のとおり実施  
したので、令和 4 年度結城市多面的機能支払交付金交付要項第 8 条第 1 項の規定により、  
報告します。

記

記載事項については、様式第 1 号の記に準ずる。

（注）交付金交付の決定に係る内容及び実績報告の内容を、容易に比較対照できるよう変  
更部分を二段書きとし、交付決定内容を括弧書きで上段に記載するものとする。

年 月 日

結城市長 様

対象組織名  
役職 氏名

令和4年度結城市多面的機能支払交付金概算払精算書

年 月 日付けで請求した令和4年度結城市多面的機能支払交付金概算払について、令和4年度結城市多面的機能支払交付金交付要項第8条第2項の規定により、下記のとおり精算をします。

記

1 事業種目

2 内 容

概算額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

精算額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

差引金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算をします。

--	--

 年 

--	--

 月 

--	--

 日

